

# 個人情報保護条例の一部改正について(答申)

平成27年2月

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の施行に伴い、本市は、同法による特定個人情報を保有することとなる。そして、特定個人情報に含まれる「個人番号」は、それによって各種の個人情報を正確に統合することが可能になることから、そのより厳格な保護が必要とされる。したがって、特定個人情報についてより厳格な保護措置を講じた番号法の趣旨にのっとり、相模原市個人情報保護条例(平成16年条例第23号。以下「条例」という。)の改正等により、本市において特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう次のとおり答申する。

## 1 個人情報の定義について(条例第2条)

番号法の施行に伴い、条例が定める「個人情報」の定義に、事業を営む個人の当該事業に関する情報を含めるなど、番号法が定める個人情報の範囲と条例が定める個人情報の範囲が整合するよう対応を図る必要がある。

(説明)

条例において、個人情報は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。…」)であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの…をいう。」と定義されている(第2条第3号)。

ところが、番号法が定める特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)には、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、除かれていない(第2条第3項及び同条第8項)。

特定個人情報に含まれる「個人番号」は、住民基本台帳に記載されたすべての住民に対し、重複なく、原則として生涯不変なものとして付されるものであり、高度の個人識別機能を有している。個人番号は、それによって各種の個人情報を正確に統合することが可能となることから、事業を営む個人の個人番号も特定個人情報としてその他の個人情報より厳格な保護措置が求められている。このことから条例上の個人情報に該当しない特定個人情報が存在することは適当ではない。

したがって、「個人情報」の定義に、事業を営む個人の当該事業に関する情報を含めるなど、番号法が定める個人情報の範囲と条例が定める個人情報の範囲が整合するよう対応を図る必要がある。

## 2 番号法第31条に基づく必要な措置について

本市が保有することとなる特定個人情報(番号法第2条第8項)に関して、番号法第31条に基づき、番号法第29条及び第30条と同様の措置を講じる必要がある。

(説明)

番号法には、マイナンバー制度を進める上で、国の行政機関だけではなく地方公共団体等にも直接適用される条項がある。たとえば、番号法第12条が定める「個人番号の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置」については、個人番号利用事務実施者全体にその規律が適用される。さらに、番号法第19条に定める「特定個人情報の提供の制限」については、何人にもその制限が課されている。これらのように地方公共団体に直接適用される番号法の規定に関しては、条例を改正する必要はない。

ところが、番号法第29条、第30条は、個人情報保護に関する一般法である行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法の個人情報保護三法について、それらの規定の一部を読替えたり削除したりすることにより、それぞれの分野における特定個人情報のより厳格な保護措置を講じている。

そこで、番号法第31条は、地方公共団体においても同様の措置を講じるよう、地方公共団体等は、番号法第29条、第30条が定める措置の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いの確保、特定個人情報の開示・訂正・利用の停止、消去及び提供の禁止を実施するために必要な措置を講ずるものとして定めている。

したがって、本市が保有することとなる特定個人情報(番号法第2条第8項)に関して、番号法第31条に基づき、番号法第29条及び第30条と同様の措置を講じる必要がある。

条例で定める主な内容としては、次の表に掲げる事項があげられる。(なお、「キ. 経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求の手数料を免除できるようにする。」は次の項で検討を加える。)

表

項目	条例で定める主な内容	
	特定個人情報(情報提供等の記録を除く。) (番号法第 29 条)	情報提供等の記録 (番号法第 30 条)
利用目的 以外の目的 での利用	ア. 次の例外を除いて原則禁止とする。 < 例外 > イ. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合	ウ. 禁止とする。
提供制限	エ. 番号法第 19 条各号に該当する場合を除き禁止とする。	
開示	オ. 本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	
	カ. 他の法令又は条例の規定に基づき開示するとされている場合であっても、開示の実施の調整は行わず、個人情報保護条例に基づく開示請求を認めること。	
	キ. 経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、開示請求の手数料を免除できるようにする。	
訂正	ク. 事案の移送を禁止とする。	
	ケ. 本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	コ. 事案の移送を禁止とする。 サ. 訂正の通知先を、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者とする。
利用停止	シ. 本人、法定代理人、任意代理人による請求を認める。	ス. 請求を認めない。
	セ. 次の場合も請求を認める。 利用制限に違反している場合 収集・保管制限に違反している場合 ファイル作成制限に違反している場合 提供制限に違反している場合	
措置要求	ソ. 保有する特定個人情報の提供を受ける者に対する措置要求を行わないこととする。	

### 3 特定個人情報の開示請求手数料に係る減免について

番号法第 29 条及び第 30 条が行政機関個人情報保護法等に求める特定個人情報の開示請求手数料に係る減免について、本市は、開示請求手数料にあたる「閲覧に係る手数料」を無料としているため、番号法第 31 条が求める必要な措置はないと考えられる。

(説明)

現在、本市において、開示に伴う保有個人情報の閲覧の手数料等は、条例第 27 条に基づき無料としている。ただし、保有個人情報の写しの交付を必要とする場合は、写しを作成する経費として実費相当額を開示請求者の負担としている。

ところで、国においては、たとえば、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の場合、同法第26条に基づき同法施行令で定める開示請求手数料として、行政文書1件当たり300円を徴している(同法施行令第18条第1項第1号の場合)。この費用については、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等の費用が含まれるとされており、開示実施手数料(写しの交付)については、本人が自己に係る個人情報を開示請求することができるにすぎず、かつ、一個人あたりの保有個人情報の量も一般的には少ないものと考えられるためとされている。

以上のことから、番号法第29条及び第30条が行政機関個人情報保護法等に求める特定個人情報の開示請求手数料に係る減免について、本市における開示請求手数料にあたる「閲覧に係る手数料」は無料としているため、番号法第31条が求める必要な措置はないと考えられる。

#### 4 オンライン結合の禁止に関する必要な措置について (条例第11条)

番号法において、特定個人情報の利用・提供は、原則として情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされていることから、条例第11条が規定するオンライン結合の禁止対象から特定個人情報の利用・提供を除外することが妥当である。

(説明)

条例第11条第1項は、「実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合する方法をいう。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。」と規定している。

ところが、マイナンバー制度における特定個人情報の利用・提供は、原則として情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされている。これは、上記条例第11条に規定するオンライン結合に該当すると考えられる。

したがって、番号法第19条各号に該当する場合には、オンライン結合による特定個人情報を提供できるよう、条例第11条が規定するオンライン結合の禁止対象から特定個人情報の利用・提供を除外することが妥当である。

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 委員名簿

平成27年2月

役職	氏名	所属等
会長	牛嶋 仁	中央大学法学部教授
副会長	友岡 史仁	日本大学法学部教授
委員	安藤 正人	学習院大学大学院教授
委員	臼井 百合子	相模原市退職校長会会員
委員	神田 実穂	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事
委員	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部准教授
委員	白澤 章子	弁護士
委員	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学情報アーキテクチャ専攻教授
委員	田仲 清司	公募委員
委員	鶴田 弘子	公募委員
委員	早川 和宏	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委員	平林 清	相模原市自治会連合会副会長
委員	細田 明彦	相模原商工会議所2号議員
委員	森 誠壽	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事
委員	森本 祥子	東京大学文書館准教授

検討経過

	日程	主な検討内容
情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会	平成26年 10月31日	個人情報保護条例の一部改正について（諮問）
情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会	平成26年 12月25日	諮問事案に係る調査審議について
情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会	平成27年 2月9日	諮問事案に係る調査審議について 答申について